

市原市マスコットキャラクター「オッサくん」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市原市マスコットキャラクター「オッサくん」(以下「キャラクター」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、市原市(以下「市」という。)に属する。

(使用の申込み)

第3条 デザインを使用しようとするもの(以下「申込者」という。)は、デザイン使用申込書(第1号様式)に次の各号の書面等を添付して市長に申し込み、その許諾を得るものとする。

(1) 企画書(デザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの)

(2) 申込者の概要がわかる書面

2 市長は、前項の規定による申込みについて必要があるときは、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許諾を要しない。

(1) 市原市が使用するとき。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用の許諾)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申込み内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を許諾するものとする。

(1) 市原市の信用又は品位を害するおそれのあるとき。

(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(4) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。

(5) 「オッサくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(6) その他、市長が使用について不相当と認めるとき。

2 市長は、デザインの使用を許諾するときは、デザイン使用許諾通知書(第

2号様式)により、申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用を許諾しないときは、デザイン使用不許諾通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

（デザインの使用期間）

第5条 デザインの使用期間は、使用開始の日から原則として1年間以内とし、デザイン使用申込書に記載されたとおりとする。

2 前項の使用期間満了後において、引き続きデザインを使用しようとするときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

（許諾内容の変更の申込み）

第6条 デザインを使用するもの（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたデザインの使用内容を変更しようとするときは、デザイン使用内容変更申込書（第4号様式）を市長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 市長は、デザインの使用内容の変更を許諾する場合には、デザイン使用内容変更許諾通知書（第5号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、デザインの使用内容の変更を許諾しない場合には、デザイン使用内容変更不許諾通知書（第6号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 第4条及び前条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

（使用禁止及び許諾の解除）

第7条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

(1)第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2)第4条第3項の条件に反したとき。

(3)次条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、デザインの使用許諾を解除することができる。

(1)前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。

(2)前項各号に該当すると認める場合で、キャラクターの使用継続が不適當であると認められるとき。

3 市長は、前項の規定により、使用許諾を解除するときは、デザイン使用許諾解除通知書（第7号様式）により、使用者に通知する。

4 市長は、前項の規定による使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)許諾された内容により使用すること。

- (2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合、それに従うこと。
- (6) 許諾に係る物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(責任の制限)

第9条 使用者が、デザインの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市長は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成25年5月28日から施行する。

第1号様式（第3条第1項）

デザイン使用申込書

年 月 日

市原市長 様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（商号及び代表者）

印

市原市マスコットキャラクター「オッサくん」のデザインを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品	
使用目的	
使用方法	※種類・名称（商品名）・規格等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
数量等	

<連絡先>

担当者名：

電話番号：

<添付書類>

- (1) 企画書（デザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要がわかる書面

第2号様式（第4条第2項）

デザイン使用許諾通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長



年 月 日付けで申込みのあった、市原市マスコットキャラクター「オッサくん」のデザインの使用については、下記のとおり許諾します。

記

許 諾 番 号	
使 用 対 象 物 品	
使 用 目 的	
使 用 方 法	※種類・名称（商品名）・規格等
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
使 用 場 所	
条 件	

※裏面の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合、それに従うこと。
- (6) 許諾に係る物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第3号様式（第4条第4項）

デザイン使用不許諾通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長



年 月 日付で申込みのあった、市原市マスコットキャラクター「オッサくん」のデザインの使用については、下記の理由により不許諾とします。

記

不許諾対象物品	
(理由)	

第4号様式（第6条第1項）

デザイン使用内容変更申込書

年 月 日

市原市長 様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（商号及び代表者）

印

年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用対象物品
(変更内容)	

第5号様式（第6条第2項）

デザイン使用内容変更許諾通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長



年 月 日付けで申込みのあったデザインの使用内容の変更について、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用対象物品
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合、それに従うこと。
- (6) 許諾に係る物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第6号様式（第6条第3項）

デザイン使用内容変更不許諾通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長



年 月 日付で申込みのあった、市原市マスコットキャラクター「オッサくん」のデザインの使用内容の変更については、下記の理由により不許諾とします。

記

許諾番号	不許諾対象物品
(理由)	

第7号様式（第7条第3項）

デザイン使用許諾解除通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長



年 月 日付け第 号で許諾したデザインの使用について、下記のとおり
使用許諾を解除します。

記

- 1 使用許諾解除の内容
- 2 理由